

## 社会復帰に向けての就労支援を目指して



特定非営利活動法人  
広島県就労支援事業者機構  
会長 荻田 知英

協力雇用主の皆様並びに広島県協力雇用主会連絡協議会の関係者の皆様方におかれましては、平素より本機構の活動に多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年7月、本機構の設立から5期10年にわたり在任された前会長の山下 隆氏からのバトンを受け継ぎました。前会長のこれまでのご尽力に深く敬意を表すとともに、同様の熱い思いを持って就労支援事業の推進に尽力してまいり所存です。

さて、さまざまな事情から罪を犯してしまった人や非行少年が再び過ちを犯すことなく更生するには、就労の機会を得て経済的に自立することが極めて重要であり、国の「再犯防止等の推進に関する法律」においても就労確保は重点課題とされ、社会全体で推進していくことが求められています。

現在、広島県には700社を超える協力雇用主の方々が刑務所や少年院から出所(院)した人を待っています。年々、協力雇用主が拡充されていることは、揺るぎない就労支援の礎となっております。

更生保護に理解ある雇用主の下で「働くこと」を通して、地域社会と交わり、自信を取り戻して社会復帰することは私どもが何より切望するところです。

令和4年度は、本機構の設立から12年目を迎えます。日々直接ご指導を賜っている広島保護観察所、広島県、広島地方検察庁および広島弁護士会はもとより、保護司会、更生保護協会、広島刑務所等の矯正施設のほか、ハローワーク広島、コレワーク中国、更生保護女性連盟、BBS連盟、広島家庭裁判所等、多くの関係団体の方々からの支えで運営しております。今後とも皆様方と連携を強化し、再犯・再非行のない安全・安心なまちづくりの推進に一層取り組む所存ですので、更なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 就労支援の状況〔令和3年度〕

新型コロナウイルスが発生して既に2年経ち、会議や集会はほぼオンラインに切り替わりつつありますが、就労支援活動は人と人との繋がりがこそ重要です。感染予防対策を万全にし、対面でのコミュニケーションを交えながら支援を継続して参ります。

## 更生保護就労支援事業

平成27年度より法務省から「更生保護就労支援事業」を受託しています。刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であること、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要であり、刑務所出所者等の再犯の防止と早期就労により円滑な社会復帰を実現するため、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業を展開しています。

令和2年度から、「就労活動」に加え「職場定着」という事業が始まり、支援対象者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和2年度は88名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、39名の定着支援を行いました。協力雇用主の新規開拓についても、新たに65社の事業主に登録いただくことができました。

今年度は、令和4年1月現在、就労活動64名、職場定着46名の支援活動を行い、31社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに41社の事業主に登録いただいております。

## 刑事司法手続終了者に対する支援事業

平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携し、「非行少年等就労支援事業」を実施してきました。支援対象の無職の少年に、「就労体験セミナー」を行い雇用につなげることで再犯防止を目指すもので、広島県からはこのセミナーにかかる費用の一部を補助していただきました。

令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施してきました。対象少年の就労体験をはじめとした就労支援等を実施し就労意欲の向上を図るととも

に、社会的自立を促進することを目的とした事業でした。

令和3年度からは、広島県との連携を更に深め、「刑事司法手続終了者に対して就労支援」を実施しております。対象者の枠を、少年のみならず、刑事司法手続きの終了により支援を受けることのできない人（保護観察が終了した人）、もしくは起訴猶予等の人達にまで拡張し、就労意欲を有し支援を必要とする全ての対象者の就労をサポートします。

令和4年1月現在、広島地方検察庁から依頼された対象者は13名で、そのうち8名が協力雇用主のもとでの就労に結びついています。

## 広島弁護士会との就労支援協定

平成30年度に締結した広島弁護士会との協定に基づいた就労支援活動です。広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、就労して更生を希望する人について、機構の支援制度を利用することにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。

令和2年度は、1名が協力雇用主のもとでの雇用に結びつきました。

今年度は、4名の者に対して就労支援を行い、2名が協力雇用主のもとでの就労を継続中です。この支援では、就労だけでなく居住場所の提供もあり、雇用と住居が揃った望ましい支援となりました。協力雇用主の方々には感謝しかありません。

## 就労体験セミナー

当機構の独自の事業として「就労体験セミナー」を実施しています。受講する対象者は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。受講することにより、対象者は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主側では対象者の仕事に対する適性などを見ることができます。

令和2年度は21名に対して実施し9名がセミナー体験後の雇用につながりました。

今年度は、県事業の対象者も含め、令和4年1月現在、19名に対して実施しており7名がセミナー体験後の雇用につながっています。

## 令和3年度 就労支援研修会の開催

令和3年11月2日、広島県立総合体育館にて、広島保護観察所、広島県保護司会連合会、広島県協力雇用主会連絡協議会、そして、広島県就労支援事業者機構の共催で、『広島県就労支援の現状と課題』をテーマに、「令和3年度就労支援研修会」が行われました。

今年度の参加者は、広島県下23地区の保護司会の会長・事務局長・協力組織部会部長、そして協力雇用主会の設立されている13地区の会長と事務局長、機構の就労支援員、広島保護観察所の職員、広島地方検察庁刑事政策総合支援室の職員、さらに、実際に対象者を雇用している協力雇用主、あわせて総勢75名となりました。

現在、コロナ禍で社会情勢が大変不安定になっており、更生保護活動への影響も小さくありません。このような時こそ必要とされるのが、再出発を希望し支援を必要としている人達への支えとなることです。更生保護活動はその最たるものなのではないでしょうか。

地道に活動している各団体の取り組みを皆で共有し、活動を止めないこと、そして更に広げていくことを、まさに再認識できた研修会になりました。御多忙の中にも関わらず御参列いただきました皆様、誠にありがとうございました。



(左から) 中元統括保護観察官、平田統括捜査官、磯久保護観察所次長、八崎保護司会連合会長、牧尾協力雇用主会長、間所常務理事



研修会会場の様子

## 広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成され、更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、事務局は広島県就労支援事業者機構に置かれています。

地区協力雇用主会は、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されており、県内710の協力雇用主のうち、257の協力雇用主がそれぞれの地区会に加入しています。地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会への参加や、地区会で開催される各種行事に参加ができ、異業種間での交流を持つことができます。

地区協力雇用主会に関心のある方は、下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 TEL 082-211-2240

## 広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和4年5月17日(火)午後1時より、広島県立総合体育館大会議室において「令和4年度 広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。今後の活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いたします。※なお、状況により予定が変更になった場合は、改めてその旨ご連絡いたします。

# 往復書簡



## 「今、思うこと」

Hさん

出所後の生活について、居場所、出番が再犯防止のために大切なのはご存じだと思います。しかし、刑務所はほとんど支援をしてくれないのが現実です。私の場合、更生緊急保護をすすめられ、それ以上のことは刑務所としては何もできない、とのことでした。

この機関紙が発行される頃、私は、就職して約8ヶ月を迎えます。本当に感謝の気持ちしかありません。

会社は、私を雇用するだけでなく、生活必需品の購入、マンションを借りるための初期費用の貸し付けと保証人になるなど、沢山の援助をして頂きました。出所者を雇うのだから想定内のことかもしれませんが、これを当然のことだと思えることはできません。本気でやり直したいという情熱があれば助けてくれる人がいることを、初めて知りました。そんな雇用主を裏切ることは、私にとって恥ずかしいことです。

どうか、刑務所から出所した人達に、居場所、出番を下さい。そうすれば私達はやりがいを見つけ、再び刑務所に戻るようなことはしません。

そのモデルケースに私は必ずなります。



## 「就労と道しるべ」

協力雇用主Mさん

この度、就労支援員の西井さんに紹介され、彼を採用しました。雇用主会に登録し、私自身も保護司をしていますので、受入れには不安はなかったのですが、彼ほど更生に対して真剣に向き合う人は初めてでした。「犯罪や非行をした人達の立ち直りに協力を」とよく標語になっています。今回、彼を通じて思ったのは、本当に心の底から立ち直りたいと願う人が最初はほとんどだと思いますが、一步社会に出ると現実には私達が考えているように甘いものではないと言う事です。その中で地域社会が仕事をするチャンスを与える支援制度は、後戻りさせない為にも必要だと思いました。

今回、こんな事が有りました。彼は反省をして今後はまじめに生きていきたいという意思を、迷惑をかけた県外に住む両親に報告に行きました。しかし、1回目は「そんな人は知りません」と言われ、2回目、3回目も門前払いでした。実家には入れてもらえなかったのが、就職した自分の名刺を置いて帰ったそうです。その名刺を見て、拒絶していた両親が「今度は本気のような、頑張り」と連絡をくれました。涙が止まらないくらい嬉しかった、と言っていました。

就労支援は小さい灯かもしれませんが、真っすぐに歩いていく為にも大切な「道しるべ」なんだと実感させられました。

## 東広島地区協力雇用主会

副会長 板谷 巖

もじどおり、私どもは酒都西条といわれる東広島市に拠点を置き、設立は平成19年11月で、有志10社からスタートしました。現在は18社の加盟で「再犯防止」を掲げ、就労を受け入れております。

年間行事は、年度初めに、ご来賓のご臨席のもと総会を開催し、その中で会員の意思疎通を図っております。又、会員相互の研鑽のため、視察等を含めた研修会を年一回開催しているところです。

昨今のコロナ禍で、視察の受け入れ先がなく腐心しておりますが、今年度は「貴船原少女苑」へ少人数での視察研修を承諾して頂き、情報交換後、苑生の皆さんにフェイスタオルを寄贈しました。

今年度の当雇用主会での就労実績は1名でしたが、これからも、当市保護司会並びに関係機関との連携を密にして、犯罪のない明るい未来都市東広島市に、雇用を通して貢献して行きたいと思っております。



貴船原少女苑にて

## 尾道地区協力雇用主会

事務局長 福岡 輝行

尾道地区協力雇用主会の活動報告をさせていただきます。当地区もコロナ禍によって十分な活動ができない状態ですが、本年度は感染症対策をした上で、5月に総会、10月にゴルフ大会を開催しました。

ただ、毎年一回は行われていた研修旅行や、三原地区との合同研修会は、実施することができませんでした。交流の機会が少なく、会員の皆様には申し訳ない気持ちでいっぱいです。

そんな中でも、3か月に一度は、当地区会が依頼を受けている尾道刑務支所でのビジネススクールにおいて、最終日に協力雇用主としての講話をさせて頂いています。そうしたご縁もあり、先般は、受刑者が出所時に着用できる様に、スーツ・ブレザー等の古着を地区会員から集めて持参させて頂きました。



ゴルフ大会

私が推薦します！

## 更生保護関連図書

広島県就労支援事業者機構では、『刑務所の経済学』・『CRAFT 依存症者家族のための対応ハンドブック』・『刑務所の精神科医』の3冊を貸し出しています。読んでみたいと思う方は事務局までご連絡ください。郵送にてお送りいたします。

※貸出期間は約2週間です。返信用封筒を同封しますので、郵送にてご返送ください。



### 『刑務所の経済学』

著書：中島隆信 出版社：株式会社PHP研究所

経済学者である著者が、立ち直りの社会的合理性を経済学的手法により解明した図書です。更生保護の持つ価値を社会的に広めるためには、対象者と支援者の人間関係に焦点を当てるだけでなく、立ち直りがもたらす社会へのメリットを定量的に説明することも重要となることから、参考図書として推薦させていただきました。  
広島県環境県民局県民活動課 主任 谷 明紀



### 『CRAFT 依存症者家族のための対応ハンドブック』

著者：ロバート・メイヤーズブレンド・ウォルフ 出版社：株式会社金剛出版

薬物・アルコール依存問題を持つ人を支える家族等に向けたハンドブックです。考える手は尽くしたものの全く効き目がなく、でも諦めたくないと思わす方々のために考案された家族支援プログラム（クラフト）です。支援する立場の方々が幸せになるための具体的な方法も示していますので、全ての支援・援助に関わる方々に読んでいただきたい一冊です。  
広島地方検察庁 刑事政策総合支援室



### 『刑務所の精神科医—治療と刑罰のあいだで考えたこと—』

著者：野村俊明 出版社：株式会社みすず書房

矯正施設において精神科医として勤務した筆者が、そこで出会った非行少年や受刑者について綴ったエッセイです。虐待や発達障害、家族のかたちなど、少年院入院者だけに限らず、家庭裁判所にやってくる非行少年たちが抱える問題や非行の実情を垣間見ることができるかと思います。

広島家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官 黒河 宏司



### 『前科者』①～⑨巻（連載中）

著者：香川まさひと（原作）・月島冬二（作画） 出版社：株式会社小学館

「前科者」は、保護司を主人公として、過去に罪を犯した人と、主人公を始めとした周囲の人との関わりを扱った作品です。場面ごとの表情の変化など、登場人物の心情表現が上手く、『人との関わり』という部分にスポットライトを当てて話が進みます。私たちは他人とどのように関わっていくべきなのか、そういったことを考えさせてくれる作品です。  
広島保護観察所 保護観察官 岡上 浩文

## ●事務局より

この機関紙は年に1度発行しております。紙面の充実と情報共有を図るため、「こんな情報を知りたい」、「活動を掲載して欲しい」等のご意見・ご要望がありましたら、是非、事務局までお知らせください。また、事業所所在地や事業所名称、代表者等が変わられた際には、大変お手数ですが下記までご連絡ください。

「就労支援ひろしま」第6号 発行：令和4年3月20日

（編集・発行事務局）

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局  
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL&FAX 082-211-2240

https://www.hiroshima-syuurou.jp/ E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。  
更生保護ネットワーク

